

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	1	第1	1	(2)	ウ		事業目的	複数電源の確保による施設運営の信頼性向上について、本事業で設置する消化ガス発電設備にて重要負荷への有負荷生き残り等、自立運転に求められる要件があれば、提示いただけますでしょうか。	後日公表する「要求水準書」に示します。
2	2	第1	1	(5)	イ		現地条件	騒音・振動規制基準について「工業専用地域に対する規制がないため工業地域の規制基準を目標とする」とありますが、「目標」の意味合いをご教示下さい。	条例での規制はありませんが、自主規制値として遵守してください。
3	2	第1	1	(5)	イ		現地条件	騒音、振動の敷地境界での規制基準とは事業用地の境界線かセンター用地の境界線でしょうか？	森ヶ崎水再生センターの東処理施設の敷地境界での規制基準となります。
4	2	第1	1	(7)			事業方針	「事業者の責任及び判断により必要な土木…の設計・建設を行い」とあるが、土木工事には更地化工事や更地化に伴う産業廃棄物処理は、局側にて実施ということでしょうか。	更地化工事は、本事業の範囲内のため産業廃棄物処理も含めて事業者が実施します。
5	3	第1	1	(9)	イ		本事業に係る既存設備の概要	現PFI事業は令和6年3月に終了します。常用ガスエンジン発電設備は、今回事業の発電設備に更新される理解ですが、それ以外の設備(非常用兼用常用予備ガスタービン発電設備、電力貯蔵設備)は、どのような扱いになりますか。今回の事業範囲外の理解でよろしいでしょうか。	本事業は、消化ガス発電設備(常用発電)と温水供給設備が対象となります。それ以外の設備(非常用発電設備(非常用兼用含む)、電力貯蔵設備)は、本事業の対象外となります。
6	3	第1	1	(9)	イ		本事業に係る既存設備の概要	本事業に係る既存設備の概要に非常用発電機および電力貯蔵設備と記載がございますが、本事業は非常用発電機・電池等は不要で、要求水準を満たせば良いでしょうか。	本事業で設置する消化ガス発電設備(常用発電)と温水供給設備を用いて要求水準を満たしてください。
7	3	第1	1	(9)	イ		本事業に係る既存設備の概要	既存設備について、一部設備を流用することは可能でしょうか。	既存設備の流用はできません。
8	4	第1	1	(9)	ウ		汚泥処理フロー	「本事業では南部スラッジプラントからの温水供給は行われぬ」とありますが、非常用の取り合いも含めて無しと考えてよろしいでしょうか。	本事業との取り合いはありません。
9	7	第1	2	(2)	ア	(ア)	設計・建設に関する業務	東日本旅客鉄道株式会社及び東京モノレール株式会社との協議が事業範囲となっております。前社との協議はP.32の「近接工事設計施工マニュアル」に基づき行うものと考えますが、後社との協議にも指針はございませんか。同P.32には、「近接した工事をする場合に協議」とのみ定義されています。	東京モノレール株式会社の「近接工事の協議案内」をご参照ください。
10	7	第1	2	(2)	ア	(ア)	設計・建設に関する業務	「その他必要な工事」とありますが、具体的にどのような工事が想定されますでしょうか。	事業者の提案に基づき必要となる工事を想定しています。
11	7	第1	2	(2)	ア	(ア)	設計・建設に関する業務	東日本旅客鉄道株式会社ならびに東京モノレール株式会社等との協議とは、具体的にどのような項目・内容を想定されていますでしょうか。	東日本旅客鉄道株式会社の「近接工事設計施工マニュアル」、東京モノレール株式会社の「近接工事の協議案内」をご参照ください。
12	7	第1	2	(2)	ア	(イ)	維持管理・運営に関する業務	燃料及び薬品の調達管理業務の記載がございますが、現状、都市ガスの供給はございますでしょうか。	都市ガスの供給はありません。
13	7	第1	2	(2)	ア	(イ)	維持管理・運営に関する業務	「燃料及び薬品に関する調達業務」において、事業者側にて手配した業者は、事業者が設置した本事業にかかる設備に自由にアクセスすることは可能でしょうか。	場内道路にて事業用地まで車両の通行は可能ですが、詳細は局との協議によります。
14	7	第1	2	(2)	ア	(イ)	維持管理・運営に関する業務	「見学者への対応」について、局側で受託した見学に対し、事業者側の対応は必須でしょうか。	局側で受託した見学についても、事業者側の対応は必要となります。
15	7	第1	2	(2)	ア	(イ)	維持管理・運営に関する業務	「維持管理・運営状況の報告」で、局側が具体的に必要とされている情報項目について、ご提示いただけますでしょうか。例：日報、発電量、温水供給量、消化ガス消費量、CO2削減効果	本施設の維持管理・運営に関する日報・月報・年報となります。日報・月報・年報の記載事項は、局との協議によります。
16	7	第1	2	(2)	ア	(イ)	維持管理・運営に関する業務	電気主任技術者は局側にて選任いただけるという認識でよろしいでしょうか。	電気主任技術者は、事業者による選任となります。
17	8	第1	2	(2)	ア	(エ)	温水供給	温水には上水又は三次処理水を利用するとありますが、それぞれの水質(特に三次処理水)について、情報提供いただけますでしょうか。	上水は水道水、三次処理水は二次処理水を繊維ろ過した水です。
18	8	第1	2	(2)	ア	(オ)	副産物等の利活用	副産物の利活用施設は事業者の所有となりますが、当該設備の設置にあたり事業用地の借地料は発生しますか。	後日公表する「募集要項」に示します。
19	8	第1	2	(2)	ア	(オ)	副産物等の利活用	副産物等の利活用期間は令和29年3月31日まででしょうか。	副産物等の利活用は、本事業の維持管理・運営期間内での実施とし、事業期間終了までに副産物等利活用施設の撤去が必要です。
20	8	第1	2	(2)	ア	(オ)	副産物等の利活用	「事業者の提案を局が認めた場合、副産物利活用施設は事業者のもの」とあるが、局事業用地内への設置占用については、消化ガス発電施設の設置と同様の取り扱いとされるという認識でよろしいでしょうか。	副産物等利活用施設は、民設民営となるため、消化ガス発電施設とは取扱いが異なります。詳細は、後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。
21	8	第1	2	(2)	ア	(オ)	副産物等の利活用	「副産物等利活用施設は民設民営を想定しており、設計・建設及び維持管理・運営に係る費用は事業者が負担する。」とありますが、用地については無償で貸与頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	後日公表する「募集要項」に示します。
22	8	第1	2	(2)	イ	(ア)	設計・建設に関する業務	「本事業に必要な…(中略)…手続き(局が取得または申請すべきものに限る)」とありますが、「局が取得または申請すべきもの」を具体的にご教示下さい。	各種手続きにおいて、発注者として局が取得又は申請すべきものとなります。
23	9	第1	2	(3)	ア		関係法令	本施設設置場所は航空法の制限が係りますでしょうか。	事業用地は、航空法による高さ制限がかかります。
24	11	第1	2	(4)	イ		特許権等	イ:副産物の利活用方法についても本要求に該当するのでしょうか	後日公表する「要求水準書」に示します。
25	12	第1	3	(1)	ア		消化ガス供給量及び供給圧力	当該数値から大幅に乖離し、事業が棄損される場合は、実施方針別紙2のリスク分担表項目49,項目50に基づき、協議できる理解でよろしいでしょうか。	消化ガス供給量・性状に大幅な変動があった場合については、協議の対象となります。

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
26	12	第1	3	(1)	ア		消化ガス供給量及び供給圧力	別紙5を参照すると、11月の消化ガス発生量実績は、現PFI事業の設備点検のため、概ね「0」となっています。 本事業開始後は、年間を通じて22,800 Nm ³ /日以上が供給可能となる理解で宜しいでしょうか。 本事業開始時には現PFI事業は終了する為、現PFI事業設備の点検影響は無くなるものと思料します。	原則、年間を通じて供給範囲内の消化ガスを供給します。また、本事業開始時には現PFI事業は終了しているため、現PFI事業による設備点検の影響はありません。
27	12	第1	3	(1)	ア		消化ガス供給量及び供給圧力	22,800Nm ³ /以上のガス発生があるものとされていますが、消化槽を立ち上げる時や、不具合発生時には、ガス発生がなくなります。このような時は、外部(重油や都市ガス)からの熱供給で、消化槽運用を復旧する必要がありますが、どのような運用を想定されていますか。	消化槽立上時や不具合発生時等に消化ガスの供給量が規定量を下回った場合には、事業者による燃料を利用したボイラ等での熱供給を想定しています。
28	12	第1	3	(1)	ア		消化ガス供給量及び供給圧力	消化ガス発生量が日平均を超えて、最大となったときに一時的に余剰燃焼装置で処理することは許容されますでしょうか。 最大47,900Nm ³ /日を処理可能な施設能力とすれば問題ない理解で宜しいでしょうか。	後日公表する「要求水準書」に示します。
29	12	第1	3	(1)	ア		消化ガス供給量及び供給圧力	消化ガス発生量等の変動実績は別紙5(1)に示す。 時間変動のデータもいただけるのでしょうか。	詳細なデータの取扱いについては、後日公表する「募集要項」に示します。
30	12	第1	3	(1)	ア		消化ガス供給量及び供給圧力	別紙5(1)消化ガス発生量等の変動実績について、詳細データ(過去の時系列数値データ等)を提供いただくことは可能でしょうか。	詳細なデータの取扱いについては、後日公表する「募集要項」に示します。
31	12	第1	3	(1)	ア		消化ガス供給量及び供給圧力	「消化ガス供給量が事業条件を超える場合は、必要に応じて局がガスを燃焼させる」場合の費用・リスク負担は局、「事業者が消化ガスを受け入れることができない場合は、局と事業者は協議の上、局が汚泥消化槽投入汚泥量の低減又は消化ガスを燃焼させる」場合の費用やリスク負担は事業者、と理解しておりますが、よろしいでしょうか。	後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。
32	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	別紙5(2)消化ガス性状実績について、脱硫塔入口の実績記載は多数あるが、下水道局から事業者側に供給される脱硫塔出口の性状についてメタン濃度、硫化水素、熱量のみである。脱硫塔出口の微量成分の濃度については、脱硫塔入口の成分濃度の最大値以下になると考えてよいでしょうか。	脱硫塔出口の消化ガスの性状は、メタン濃度、硫化水素濃度、熱量以外の測定結果はありません。脱硫塔出口で示していない消化ガスの性状(メタン濃度、硫化水素濃度、熱量以外)については、脱硫塔入口以下になると想定してください。
33	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	別紙5(2)消化ガス性状実績について、脱硫塔出口の性状について、脱硫塔入口にて示されている成分の測定結果を開示いただくことは可能でしょうか。	脱硫塔出口の消化ガスの性状は、メタン濃度、硫化水素濃度、熱量以外の測定結果はありません。
34	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	別紙5(2)消化ガス性状実績は、水分量を除き、dryベースの濃度でしょうか。	消化ガスの性状については、測定の方法をご参照ください。
35	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	「局から事業者へ硫化水素濃度を10ppm以下に脱硫した消化ガスは無償で供給する。」とありますが、貴局にて硫化水素濃度を連続測定し、管理頂けるとの理解で宜しいでしょうか。また貴局にて硫化水素濃度を連続測定されない場合、異常発生時は、事業者側で簡易測定した値を基に協議に応じていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	局では硫化水素濃度を連続ではなく、定期的に測定します。 なお、硫化水素濃度の異常が確認された場合については、局との協議になります。
36	12	第1	3	(1)	イ		消化ガス性状	消化ガス成分は各機場によって異なるため、表5(2)表1、2のみでは、事業者にて消化ガス処理設備の設計が困難です。設備容量の設計のため、各数値の上限値・年間変動データをご提供頂けないでしょうか。 ご提供が困難な場合、本事業に流入する消化ガス成分は、表5(2)表2のメタン濃度・硫化水素濃度・熱量、その他の値は表1の値が要求水準と理解してよろしいでしょうか。	脱硫塔出口の消化ガスの性状は、メタン濃度、硫化水素濃度、熱量以外の測定結果はありません。脱硫塔出口で示していない消化ガスの性状(メタン濃度、硫化水素濃度、熱量以外)については、脱硫塔入口以下になると想定してください。
37	13	第1	3	(2)			電気室及び監視室等	データ分析などを実施したいことから、事業者の本社等にて遠隔監視とすることは可能でしょうか。	データ分析などのための遠隔監視は可能ですが、本施設には監視員の常駐が必要となります。
38	13	第1	3	(2)			電気室及び監視室等	事業用地内の「監視室」「監視装置」の保安全管理、改築更新の責務は、局側でよろしいでしょうか。	監視制御設備など、本施設の保安全管理業務や改築更新業務は、本事業で実施します。
39	13	第1	3	(2)			電気室及び監視室等	電気室と監視室の記載がありますが、電気室と監視室を一つの部屋として、本事業用として独立して設置することは可能でしょうか。	可能です。
40	13	第1	3	(4)			燃料・薬品	「事業者は、燃料及び薬品が必要な場合、事業者の負担において契約・購入し、貯蔵設備等を整備する。」とありますが、燃料及び薬品については指定はなく、事業者の判断により適正な規格での購入をすると理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	13	第1	4	(1)			局への電力供給	事業要件における電力供給要件は、年間の送電量で設定されています。1日あたり最低送電量の設定はない理解でよろしいでしょうか。 【安定して電力を供給する】と規定されていますが、安定の考え方についてご教示ください。	最低送電量は、後日公表する「要求水準書」に示します。
42	13	第1	4	(1)			局への電力供給	「事業者は事業の運営機関を通じて安定して電力を供給する」とありますが、送電電力量を満たせば消化ガス発電機が定期点検等で停止した際に送電しなくとも良いということでしょうか。	最低送電量は、後日公表する「要求水準書」に示します。
43	13	第1	4	(1)			局への電力供給	記載の電力供給が事業者責により満たさない場合、ペナルティ等はございますでしょうか。	後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。
44	13	第1	4	(1)			局への電力供給	事業者から電力供給する先に力率に対して影響を及ぼす設備は存在するのでしょうか。	主ポンプや送風機など、力率に対して影響を及ぼす機器がありますが、95%以上に力率を改善しています。
45	13	第1	4	(1)			局への電力供給	送電について、センター受変電設備点検等にに伴い、本事業からの送電を受け取れない期間はありますでしょうか。ある場合、年何回・何時間程度でしょうか。	2年に1回、全停電を伴う点検が1日程度あります。

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
46	13	第1	4	(2)			局への温水供給	日最大供給熱量は、消化ガス供給量がいくつの供給時点を想定し、設計すればよろしいでしょうか。また、供給量範囲を提示いただくことは可能でしょうか。	後日公表する「要求水準書」に示します。
47	13	第1	4	(2)			局への温水供給	温水供給の要件は、熱量と供給温度のみ規定されています。各消化槽の温度制御は範囲外の理解です。事業者は局からの温水需要の信号を受信して、約80℃の温水を供給するものと考えます。温水の供給先(温水タンク、消化槽熱交換器等)をご教示ください。	各消化槽の温度制御は、局側にて行います。温水の供給先は、後日公表する「要求水準書」に示します。
48	13	第1	4	(2)			局への温水供給	消化ガス受入量が減少した場合、消化槽への温水供給量が不足する可能性があるかと思われます。消化ガス受入量が極端に少ない場合、ボイラ(消化ガス、A重油等)による温水供給が必要になるため、局への温水供給条件に準じて設備容量を決める必要があります。つきましては、事業者が満足しなければならない温水供給の条件をご教示ください(例:消化ガス22,800Nm ³ /日供給時に日最大供給熱量を満たす、など)。	後日公表する「要求水準書」に示します。
49	13	第1	4	(2)			局への温水供給	「事業者は事業の運営機関を通じて安定的に〜加温に必要な熱量を温水で供給する」とありますが、消化ガス発電機の定期点検等においても要求される熱量は供給する必要がありますでしょうか。	消化ガス発電機の定期点検時などにおいても、要求される熱量を温水で供給する必要があります。
50	13	第1	4	(2)			局への温水供給	記載の温水供給が事業者責により満たさない場合、ペナルティ等はございますでしょうか。	後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。
51	13	第1	4	(2)			局への温水供給	別紙5(1)を確認しますと11月に汚泥投入量等が大幅に減りますが、現PFI消化焚きガスエンジンの点検によるものと記載がございしますが、点検は11月から変更可能でしょうか。	本事業開始時には現PFI事業は終了しているため、現PFI事業による設備点検の影響はありません。
52	13	第1	4	(2)			局への温水供給	日最大供給熱量396,000MJ/日と記載があり、消化ガス発生量が少ない(3事業条件(1)消化ガス供給範囲の下限22,800Nm ³ /日)場合、十分に熱が供給できない可能性がございしますが、供給熱量と消化ガス発生量に相関等ございしますでしょうか。時間最大の供給熱量もご教示お願いします。	詳細なデータの取扱いについては、後日公表する「募集要項」に示します。
53	13	第1	4	(2)			局への温水供給	日最大供給熱量396,000MJ/日と記載があり、消化ガス発生量が少ない場合等、別の燃料による対応が必要となる可能性がございしますが、別の燃料による熱の供給は可能でしょうか。	消化ガス発生量が少ない場合等に、消化ガス以外の燃料による温水供給も可能です。
54	13	第1	4	(2)			局への温水供給	「第1.4(1)局への電力供給」を満たし、必要熱量が日平均供給熱量を超える場合は、燃料の使用を認めるということは、バックアップの熱源を事業者側にて考慮が必要ということでしょうか?それとも局側にて、不足熱量をバックアップ熱源を設置する予定でしょうか。	局側では熱源を設置しないため、事業者側で消化ガス以外の燃料により温水を供給するバックアップ熱源が必要となります。
55	13	第1	4	(2)			局への温水供給	消化槽への必要な熱量の提示は消化槽の運転管理担当から連絡が来るという理解でよろしいでしょうか。頻度は1日1回でしょうか。	消化槽への必要な熱量は、局側から提示します。提示する頻度については、契約後の協議となります。
56	13	第1	4	(2)			局への温水供給	「必要熱量が日平均供給熱量を超える場合に限り、燃料の使用を認める」とありますが、消化ガスの日平均供給量が第1.3(1)を満たさない場合は本制約の対象外と考えてよろしいでしょうか。	後日公表する「要求水準書」に示します。
57	13	第1	4	(2)			局への温水供給	局殿の温水の受入熱量は、日平均供給熱量と日最大供給熱量の範囲内の熱量が受入可能な設備として考えてよろしいでしょうか。上記範囲内で消化温度に対し過剰な熱量となった場合、貴局にて温水を処理頂けるものとして考えてよろしいでしょうか。	消化槽への必要な熱量を局側から提示しますので、その熱量に相当する温水を供給してください。
58	14	第1	4	(3)			温室効果ガス削減効果	副産物等の利活用に係る電力由来温室効果ガス排出量は、民設民営である場合、算出量から除外されるという認識でよろしいでしょうか。	副産物等利活用施設における電力由来温室効果ガス排出量についても算定量に含めます。
59	14	第1	4	(3)			温室効果ガス削減効果	「温室効果ガス削減量[t-CO ₂ /年]=送電電力量[kWh/年]×0.328[t-CO ₂ /kWh]」がありますが、事業期間中は「0.328[t-CO ₂ /kWh]」という係数が変更されないとの理解でよろしいでしょうか。同様に薬品の排出係数についても当初設定したものからの変更がされないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
60	14 16	第1	5	(1) (4)			消化ガス 温水	温水管及び消化ガス管に関して、事業用地外の配管の設計・施工・維持管理は本事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。事業用地境界線上が取合点となる理解です。	ご理解の通りです。
61	14	第1	5	(2)			電力	副産物等の利活用に使用する電力は、本施設との同一高圧配電線で行い、本施設から分岐し、受電用の電力量計(検定付き)を設置する認識でよろしいでしょうか。	後日公表する「要求水準書」に示します。
62	14	第1	5	(2)			電力	副産物等利活用施設で使用する電力を発電電力から供給いただくことは可能でしょうか。	後日公表する「要求水準書」に示します。
63	15	第1	5	(3)			計装信号	中継端子盤の設置個所の制約はないと考えてよろしいでしょうか。	中継端子盤は、屋内電気室において、局側の配線施工が容易になる位置に設置してください。
64	16	第1	5	(4)			温水	複数の消化槽を同時に加温する必要があるかと考えますが、温水管の取合いは、別紙6より行きと戻りそれぞれ一カ所(250A)という理解でよろしいでしょうか。1箇所での取合いとなりますので、各消化槽への温水量の制御(消化槽加温制御)は事業範囲外の理解です。	ご理解の通りです。各消化槽の温度制御は、局側にて行います。
65	16	第1	5	(5)			上水	民設民営部分で使用する水に関して、三次処理水に加えて外部から給水することは可能でしょうか。	森ヶ崎水再生センターの敷地外から給水することは想定していません。局事業に支障のない範囲で事業者側にて対応可能であれば実施可能です。

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
66	16	第1	5	(7)			三次処理水	民設民営部分で使用する水に関して、三次処理水に加えて外部から給水することは可能でしょうか。	森ヶ崎水再生センターの敷地外から給水することは想定していません。局事業に支障のない範囲で事業者側にて対応可能であれば実施可能です。
67	16	第1	5	(7)			三次処理水	別紙11に三次処理水低圧主幹盤(電源供給版)が図示されていますが、全体配置のどこにあたるか図示いただけませんか。	後日公表する「要求水準書」に示します。
68	16	第1	5	(7)			三次処理水	「三次処理水は、本センターの第一汚泥処理工場南西部に局が別途建設する三次処理水設備から必要に応じ分岐取水する。」とありますが、事業期間開始前に建設は完了しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
69	16	第1	5	(7)			三次処理水	本事業で貴局から供給頂ける三次処理水は、貴局の責(水質・水量など)により供給頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
70	16	第1	5	(8)			生活排水、プラント排水及び雨水排水	生活排水、プラント排水の排水条件があれば、ご教示いただけますでしょうか。	排水基準は、原則として、下水排除基準によります。
71	16	第1	5	(8)			生活排水、プラント排水及び雨水排水	本排水の敷設にあたり、埋設等の制約はございますでしょうか。また、排水基準はございますでしょうか。	既存の地下埋設物は、別紙15(1)をご参照ください。排水基準は、原則として、下水排除基準によります。
72	17	第1	6				環境への配慮	導入する発電機はばい煙発生施設に該当するかと思いますが、ばい煙に関する規制基準値についてもご教示をお願いします。	ばい煙に関する規制基準は、「大気汚染防止法」及び「都民の安全と健康を確保する環境に関する条例」によります。
73	17	第1	6	(2)	ア		騒音規制基準	「表3の基準を目標として」とありますが、「目標」の意味合いをご教示下さい。	条例での規制はありませんが、自主規制値として遵守してください。
74	17	第1	6	(2)	イ		振動規制基準	「表4の基準を目標として」とありますが、「目標」の意味合いをご教示下さい。	条例での規制はありませんが、自主規制値として遵守してください。
75	18	第1	7	(1)			実施状況の確認	局が実施する実施状況の確認において、要求水準書および事業提案書の内容に適合について疑義が生じた場合には、双方協議の上、対応内容や費用分担について協議に応じて頂けるということでしょうか。	後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。
76	19	第1	7	(2)	イ	(イ)	建設段階	建設段階で、各年度の出来高は事業者提案でよろしいでしょうか。	原則として、事業者提案ですが、詳細につきましては、契約後の局との協議によります。
77	19	第1	7	(2)	ウ		維持管理・運営段階	「事業者は、定期的に施設の維持管理・運営状況について局に報告する。」とありますが、定期的な報告とは日報及び月報などの報告書類だけでなく、定期的な貴局によるモニタリングがあるとの理解でよろしいでしょうか。貴局によるモニタリングを行う場合、どの頻度を想定しておりますでしょうか。	ご理解の通りです。報告する頻度等については、後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。
78	20	第2	1	(1)			事前調査	ガスエンジン発電機の設置場所によってはボーリング調査が必要となるかと存じますが、局との協議とありますが、協議事項についてご教示をお願いします。	ボーリング調査を行う場合には、調査方法や内容について局に事前確認をしてください。
79	20	第2	1	(4)			建設副産物の処理	建設副産物は、事業者が建設において発生するものが対象で、局所有の既存設備の更地化により生ずる廃材は対象外でよろしいでしょうか。	更地化工事は、本事業の範囲内のため産業廃棄物処理も含めて事業者が実施します。
80	21	第2	1	(4)	ウ		土壌汚染	土壌汚染の有無は事前に判るものでありませんので、仮に土壌汚染が判明した際の処理手続き、費用負担については局の所掌で実施頂けるとの解釈で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に示している通り、局との協議によります。
81	21	第2	1	(4)	ウ		土壌汚染	「本事業により汚染土壌が発生した場合、事業者は「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づく適正処理について、監督員と協議する」とありますが、仮に汚染土壌や埋設支障物が発生した場合は、監督員殿と、費用負担と工期延長も含めて協議が可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示している通り、局との協議によります。
82	21	第2	1	(6)			ユーティリティ	現場事務所に必要な電力及び上水は有償としますが、計量器はともに検定付という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
83	21	第2	1	(6)			ユーティリティ	「現場事務所に必要な電力及び上水は有償」について、建設側見積りに反映させていただくことでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
84	21	第2	1	(6)			ユーティリティ	「設計・建設に必要とする消化ガス、電力、上水及び三次処理水は、局に支障がない範囲で、無償で支給する。ただし、現場事務所に必要な電力及び上水は、有償とする。」とありますが、電力について「支障がない範囲」の具体的な容量をご教示いただけますでしょうか。併せて、電力の取合い点をお示しいただけますでしょうか。	詳細については、契約後の協議となります。
85	21	第2	1	(7)			施工条件	ここで言う「休日」の定義をご教示願います。	休日については、「要求水準書(案)」第2_1(5)の工事実績情報の登録に記載しています。
86	21	第2	1	(7)			施工条件	「休日は施工しない」の記述について、休日は、「日曜日、祭日」以外に、土曜日も含まれますでしょうか。	休日については、「要求水準書(案)」第2_1(5)の工事実績情報の登録に記載しています。
87	22	第2	2	(3)			近接工事に伴う協議	近接工事に伴う協議の具体的な事項について、開示いただけますでしょうか。	東日本旅客鉄道株式会社の「近接工事設計施工マニュアル」、東京モノレール株式会社の「近接工事の協議案内」をご参照ください。
88	22	第2	2	(3)			近接工事に伴う協議	「事業者は、東日本旅客鉄道株式会社及び東京モノレール株式会社等と事前に近接工事に伴う協議を行う。」とありますが、この事前とは設計・建設契約の締結後と考えてよろしいでしょうか。その場合、協議によって応募者が想定もしくは提案をした施工方法に変更があった場合は、契約変更の対象と考えてよろしいでしょうか。また、応募者によって施工方法の提案に相違があった場合に、適正に評価を行うことが難しいと想定されます。評価方法を統一するため、施工条件をご提示いただくことは可能でしょうか。	事前協議は、基本協定の締結後となります。契約変更については、後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。施工条件については、東日本旅客鉄道株式会社の「近接工事設計施工マニュアル」、東京モノレール株式会社の「近接工事の協議案内」をご参照ください。
89	22	第2	3				建設に関する一般事項	建設工事期間中は、既に局が選任している電気主任技術者の指揮下に入るとの認識で宜しいでしょうか。	電気主任技術者は、事業者による選任となります。

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
90	23	第2	3	(6)			現場代理人、主任技術者等	「同条第3項の規定に・・・(中略)・・・専任の監理技術者とする」とありますが、法に基づく条件を満たせば監理技術者の兼任が認められるという解釈で宜しいでしょうか。	原則として、現場工事期間中の監理技術者の兼任は認めておりません。
91	25	第2	3	(13)			埋蔵文化財その他の物件	埋蔵文化財その他の物件が発見された場合の撤去、移設等の費用は局の負担でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示している通り、局との協議によります。
92	25	第2	3	(13)			埋蔵文化財その他の物件	建設に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見し、監督員からの措置により工事期間が遅延した場合、工事遅延・設計変更等の手続きを取っていただけてと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示している通り、局との協議によります。
93	26	第2	3	(15)			関連工事間調整	別紙13にて関連工事の施工エリア(予定)を図示いただいておりますが、各工事の施工予定時期を提示頂けないでしょうか。	現時点で本事業の事業期間中に予定されている工事となります。基本契約等締結後に各工事の施工予定時期をご提示いたします。
94	26	第2	4	(1)	ア	(オ)	配置計画	「～を確保し、更に維持管理」とありますが、文章に不足はございませんか。	ご指摘の通りです。後日公表する「要求水準書」にて修正いたします。
95	26	第2	4	(1)	イ	(エ)	計測機器	燃料使用量は、消化ガス以外の燃料を使用する場合に計測が必要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
96	26	第2	4	(1)	ウ	(ア)	騒音及び振動	規制基準が「目標」となっており、その規制基準を「遵守」という意味合いをご教示下さい。	条例での規制はありませんが、自主規制値として遵守してください。
97	27	第2	4	(2)	ウ		三次処理水設備	必要に応じて設置とありますので、不要な場合は工事範囲から除外可能である認識です。	ご理解の通りです。
98	28	第2	4	(3)			電気設備に関する要求水準	系統停電時においても要求水準(電力・温水)を満たす必要がございますでしょうか。	後日公表する「要求水準書」に示します。
99	29	第2	4	(3)	ウ	(ア)	基本事項	「負荷回路に過負荷(過電流)や地絡が発生した場合に、当該回路を選択遮断できるように保護継電器等を設けるものとする。」と記載がありますが、過負荷や地絡が発生した場合は発電設備と高圧受変電設備を遮断する認識でよろしいでしょうか。	過負荷や地絡が発生した場合に、段階的に選択遮断することで停止範囲を最小限に抑えるよう保護協調をとってください。
100	31	第2	4	(4)	ウ	(ウ)	場内整備	「(ウ)事業用地の更地化(造成)」について、具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。	更地化については、「要求水準書(案)第2.4.(4).エの更地化(造成)」に記載しています。
101	31	第2	4	(4)	ウ	(ウ)	場内整備	「(エ)更地化(造成)」について、既存構造物にかかる廃棄物処理について、費用負担やマニフェスト対応は所有者である局にて対応するという事でしょうか。	更地化工事は、本事業の範囲内のため産業廃棄物処理も含めて事業者が実施します。
102	32	第2	4	(5)	ア		関連法規	事業提案書提出前の段階で、所轄消防署等の許認可権者への事前協議は可能でしょうか。また、その協議にご同行頂くことは可能でしょうか。	事業提案書提出前の所轄消防署等への事前協議は予定していません。
103	32	第2	4	(5)	ウ	(オ)	建築計画	副産物等の利活用施設に対しても、「計画通知書の提出」の範囲内という認識でよろしいでしょうか。	副産物等利活用施設についても、必要に応じて計画通知書を提出してください。
104	32	第2	4	(5)	ウ	(オ)	建築計画	既設建物の構造基準等を確認するため、直近の建築確認申請書の副本をご貸与いただけないでしょうか。	直近の建築確認申請書の副本の貸与は、基本協定の締結後になります。
105	32	第2	4	(5)	ウ	(オ)	建築計画	第三者の審査機関に計画通知の申請を提出してよろしいでしょうか。	計画通知書の提出先は、後日公表する「要求水準書」に示します。
106	36	第3	1	(2)			維持管理・運営体制	維持管理・運営体制については要求水準に記載いただいておりますが、仮に記載内容を満足し、かつ各種法令が遵守できる内容であれば、維持管理・運営体制は応募者の提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、本施設には監視員の常駐が必要となります。
107	36	第3	1	(2)	ア		維持管理・運営体制	「必要な有資格者及びその他の人材」について、要求水準で定める以外については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
108	36	第3	1	(2)	ア		維持管理・運営体制	「事業者は、本施設の維持管理・運営に必要な有資格者及びその他の人材を確保し、本業務に必要な体制を確立する。」とありますが、従事者の待機する事務所や更衣室等は、事業者で準備する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
109	36	第3	1	(2)	イ		維持管理・運営体制	遠隔監視システム等による24時間監視・管理を行うことを前提に、現場を無人運転とすることは可能でしょうか。	本施設には監視員の常駐が必要となります。
110	36	第3	1	(2)	ウ		維持管理・運営体制	事業者は、電気事業法に基づき電気主任技術者を選任し、～～保安全管理を行うと記載がございますが、局の保安規定に本施設も含め、局の電気主任技術者の管理下とすることは可能でしょうか。	電気主任技術者は、事業者による選任となります。
111	36	第3	1	(3)			許認可・届出の維持	「事業者は、本施設の維持管理・運営に必要なとされる許認可及び届出について、申請又は届出を行い、これを維持する」とありますが、要求水準においては、必ず届けるべき許認可等の指定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	電気事業法に基づく必要な届出等、法令等を遵守し申請又は届出を行ってください。
112	36	第3	1	(5)			ユーティリティ	電力および上水は有償支給とあります。単価は別途示される理解でよろしいでしょうか。ご提示ください。	電力、上水の費用については、「事業契約書等(案)」に示します。なお、事業費を算出する際の電力と上水の単価については、「募集要項」に示します。
113	36	第3	1	(5)			ユーティリティ	「維持管理・運営に必要な電力及び上水は有償で支給」だが、それぞれの金額はいくらと想定されていますでしょうか。	電力、上水の費用については、「事業契約書等(案)」に示します。なお、事業費を算出する際の電力と上水の単価については、「募集要項」に示します。
114	36	第3	1	(5)			ユーティリティ	副産物等の利活用に係る費用負担も同様に電力及び上水は有償で支給され、三次処理水は無償で供給されるという認識でよろしいでしょうか。	副産物等利活用施設におけるユーティリティの取扱いについては、後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。
115	36	第3	1	(5)			ユーティリティ	計装用空気の供給については記載がありませんが、副産物等利活用施設で使用する場合、別途事業者所掌で設置する必要がありますでしょうか。	副産物等利活用施設に計装用空気を供給する設備は、事業者側で設置してください。
116	36	第3	1	(5)			ユーティリティ	「電力及び上水は、局から有償で支給」について、個別メータは事業者で設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
117	36	第3	1	(5)			ユーティリティ	「維持管理・運営に必要な電力及び上水は、局から有償で支給する。」とありますが、電力及び上水の単価については提示されるとの理解でよろしいでしょうか。また、物価等の影響により電力単価、上水単価が変動した場合の事業者の負担はどのようになるでしょうか。	電力、上水の費用については、「事業契約書等(案)」に示します。なお、事業費を算出する際の電力と上水の単価については、「募集要項」に示します。

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
118	37	第3	2	(2)			長期修繕改築更新計画書	「長期修繕改築更新計画」は、状況に応じて期中での変更し、局との協議は可能と考えてよろしいでしょうか。	後日公表する「要求水準書」に示します。
119	37	第3	2	(3)			年間維持管理計画書	年間維持管理計画書に「ユーティリティ等削減計画」とありますが、削減対象となるユーティリティを提示頂けないでしょうか。	電力、燃料、上水、三次処理水、薬品となります。
120	38	第3	2	(4)			緊急時の措置	「局は、緊急時において、安全上、本施設を停止する必要があると認めた場合、事業者は、速やかに施設を停止しなければならない。」とありますが、事業者の責ではない停止に伴う立ち上げ費用(ユーティリティ等)の増分については、発注者負担との理解でよろしいでしょうか。	後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。
121	38	第3	2	(7)	ア		見学者対応	「見学者への対応」について、局側で受託した見学に対し、事業者側の対応は必須でしょうか。	局側で受託した見学についても、事業者側の対応は必要となります。
122	38	第3	2	(7)	ア		見学者対応	見学について主たる対応として、受付、案内は貴局が対応をし、施設の説明を受注者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は局との協議となります。
123	38	第3	2	(7)	ア		見学者対応	見学者対応について、見学者への説明・待機場所を本施設内に設置する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	説明・待機場所として部屋を用意する必要はありませんが、見学者に説明できるスペースを確保してください。
124	39	第3	3				事業終了を見据えた本施設の機能確認等	「事業終了前に局が本施設の運営状況の評価する場合」とは、事業者が評価する場合もあるとの理解でしょうか。その場合、事業者提案ができるとの理解でよろしいでしょうか。	局が事業を評価することを想定しています。事業者による評価は考えておりません。
125	別紙2						事業用地(拡大図)	事業用地は別紙2赤枠の記載がありますが、別紙14の更地化範囲が事業用地と考えてよろしいでしょうか。	更地化範囲と事業用地は異なります。別紙14の更地化範囲の一部が別紙2の事業用地となります。
126	別紙3(1)						事業用地測量資料	事業用地測量図のCADデータを開示頂くことは可能でしょうか。	事業用地測量図のデータ提供は予定していません。
127	別紙4(1)						地質資料(ボーリング位置図)	KBMとTPの差異を提示頂けないでしょうか。	KBMはTP+5.512mとなります。
128	別紙4(2)						ボーリング柱状図	液状化対策の検討のため、柱状図以外にも地盤調査報告書を貸与いただけませんか。	柱状図以外の地盤調査報告書はありません。
129	別紙5(1)						汚泥消化槽投入汚泥量、消化ガス発生量及び汚泥消化槽必要加温熱量の変動実績	11月の消化ガス発生量実績は、現PFI事業の設備の点検のため、およそ「0 Nm3」となっています。本事業開始時には現PFI事業は終了する為、現PFI事業設備の点検影響はなくなるものと思料しますが、よろしいでしょうか。	本事業開始時には現PFI事業は終了しているため、現PFI事業による設備点検の影響はありません。
130	別紙9(2)						三次処理水設備フロー	三次処理水が不要な場合は、事業範囲から除外可能である認識です。	ご理解の通りです。
131	別紙15(2)						事業用地縦断図	BOPは、TPからの高さと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。